第1期豊橋市障害児福祉実施計画

(2018-2020)



『 秋 』

鈴木 景子 作

平成30年3月福祉部 障害福祉課

目 次

| 第 | 1 | 期障害児福祉実施計画 | |
|-----|---|-----------------------------------------------------------|----|
| I | | 成果目標(平成32年度における目標値)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | 1 | 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| П | | 障害児通所支援等の見込量と確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | 1 | 障害児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | 2 | 障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| Ш | | 指定障害福祉サービス等の見込量と確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | 1 | 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | 2 | 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| IV | | 地域生活支援事業の見込量と今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | 1 | 移動支援事業及び自立生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| V | | 子ども・子育て支援にかかる保育所・認定こども園・放課後児童クラブの | |
| | | 見込量と確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| VI | | 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| VII | | 障害児等療育支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |

I 成果目標(平成32年度における目標値)

平成27年3月に策定した「第4期計画」において、「障害児支援の提供体制の確保」 を基本目標として掲げていますが、児童福祉法が28年6月に一部改正され、障害児支援として新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本市も基本指針に基づき「第1期障害児福祉実施計画」を策定し、本市の実情を勘案 して、成果目標を定めます。

1 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針の成果目標は達成していますが、障害児支援の更なる充実のため、本市独自 の成果目標を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及 び保育所等訪問支援の充実

| 項目 | 平成28年度末 (実績) | 平成29年度末(見込) | 平成32年度末 (目標値) | 目標設定について |
|-----------------------|--------------|-------------|---------------|---------------------------------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置数 の増加 | 2か所 | 2か所 | 3 か所 | 基本指針は1か所以 上設置。 本市は既に設置済み ですが、設置数の増 加を目指します。 |
| 保育所等訪問支援 実施事業所 の増加 | 1 か所 | 2 か所 | 3 か所 | 基本指針は利用できる体制の構築。 本市は既に体制は構築済みですが、実施事業所の増加を目指します。 |

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保

| 項目 | 平成28年度末 (実績) | 平成29年度末(見込) | 平成32年度末(目標値) | 目標設定について |
|------------------------------------------|--------------|-------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 重症心身障害児 を支援する児童 発達支援事業所 の増加 | 1 か所 | 1 か所 | 2か所 | 基本指針は1か所以 上設置。 本市は既に設置済み ですが、設置数の増 加を目指します。 |
| 重症心身障害児 を支援する放課 後等デイサービ ス事業所の増加 | 1か所 | 2か所 | 3 か所 | 基本指針は1か所以 上設置。 本市は既に設置済み ですが、設置数の増 加を目指します。 |

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

豊橋市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児に対する支援について協議し、地域で安心した生活が送れるよう支援体制の構築を目指します。

Ⅱ 障害児通所支援等の見込量と確保策

平成30年度から32年度までの障害児通所支援の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※平成27、28年度については3月末利用分、29年度は見込みです。

1 障害児通所支援

(1) サービス内容

サービスの種類

① 児童発達支援

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上の ために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援【新規】

未就学の障害児に対し、指導員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2)サービス見込量

※()は第4期計画の計画値

| TÚ | 5 0 | 第4期計画(実績) | | | 第1期障害児福祉実施計画 | | |
|------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------|---------|
| 項目 | | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | H 3 1 | H 3 2 |
| 旧本松本 | 利用人数 | 160 (134) | 178 (148) | 180 (162) | 189 | 198 | 208 |
| 児童発達 支援 | 利用日数 | 2, 235 (1, 879) | 2, 526 (2, 067) | 2, 700 (2, 273) | 2, 835 | 2, 977 | 3, 126 |
| | 市内事業所数 | 11 | 16 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 医療型 | 利用人数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 児童発達 | 利用日数 | 7 | 10 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 支援 | 市内事業所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等 | 利用人数 | 481 (299) | 575 (323) | 620 (349) | 744 | 893 | 1,071 |
| デイサー ビス | 利用日数 | 5, 142 (3, 590) | 6, 919 (3, 877) | 7, 440 (4, 187) | 8, 928 | 10, 714 | 12, 856 |
| | 市内事業所数 | 29 | 36 | 40 | 42 | 44 | 46 |
| 保育所等 | 利用人数 | 0 (2) | (3) | 1 (4) | 2 | 2 | 2 |
| 訪問支援 | 利用日数 | 0 (2) | (3) | 1 (4) | 2 | 2 | 2 |
| | 市内事業所数 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 居宅訪問 | 利用人数 | _ | _ | _ | 0 | 0 | 1 |
| 型児童発達支援 | 利用日数 | _ | _ | _ | 0 | 0 | 1 |
| 【新規】 | 市内事業所数 | _ | - | - | 0 | 0 | 1 |

<見込量について>

○児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれも、療育の場である事業所の増加に伴い、 利用人数、利用日数は増加傾向にあると見込まれます。

(3) サービス確保に向けて

<児童発達支援>

○利用人数、利用日数とも増加傾向にあるため、事業所数の増加に向けた支援体制を整備 するよう努めます。

<医療型児童発達支援>

○治療に掛かる医療費の助成について、引き続き体制を維持するよう努めます。

<放課後等デイサービス>

○利用人数の急増に伴い、事業所も増加しているため、事業所や職員の質の格差が生じないよう、研修等を通して継続的な支援に努めます。

<保育所等訪問支援>

○相談支援専門員や保護者等に対して事業の周知を図り、サービスが必要な児童が利用できるように支援体制を整備するよう努めます。

<居宅訪問型児童発達支援>【新規】

○事業所等の各関係機関と連携して、必要な療育の提供が受けられるように支援体制を整備するよう努めます。

2 障害児相談支援

(1) サービス内容

サービスの種類

① 障害児相談支援、計画相談支援

障害児の保護者の方の相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。また、 障害福祉サービスを利用する上で必要となる計画を、障害児の置かれている環境、 意向を勘案して作成します。

(2)サービス見込量

※()は第4期計画の計画値

| 項目 | | 第4期計画(実績) | | | 第1期障害児福祉実施計画 | | |
|---------------|----------|-----------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 内 | . П | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | H 3 1 | H 3 2 |
| 萨 索旧扣款 | 毛山田 人 米佐 | 96 | 141 | 201 | 006 | 279 | 206 |
| 障害児相談 支援 | 利用人数 | (134) | (146) | (160) | 236 | 219 | 306 |
| 义饭 | 市内事業所数 | 23 | 24 | 25 | 25 | 28 | 28 |
| 到面扣款 | 利用人数 | 7 | 17 | 17 | 17 | 7 1.7 | 1.7 |
| 計画相談 | 利用八剱 | (12) | (15) | (19) | 17 | 17 | 17 |
| 支援 | 市内事業所数 | 22 | 23 | 24 | 26 | 27 | 27 |

<見込量について>

○サービス利用者増加に伴い、事業所数も毎年度増加しています。障害児相談支援及び計画相談支援は、サービスを利用する上で必要な支援であるため、今後もこの傾向は継続すると見込まれます。

(3) サービス確保に向けて

- ○利用者増加に対応できるよう、相談支援専門員の育成を図ります。
- ○事業所の新規参入を促す情報提供を行い、支援体制の充実を図ります。
- ○きめ細やかな支援が行えるよう、相談支援専門員の業務量の平準化を図り、相談支援提 供体制の充実を図ります。
- ○サービス提供事業者への継続的な指導や助言、研修、勉強会などを通して、質の高いサービスの確保に努めます。

Ⅲ 指定障害福祉サービス等の見込量と確保策

平成30年度から32年度までの指定障害福祉サービスなどの見込量とサービス確保 に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※平成27、28年度については3月末利用分、29年度は見込みです。

1 訪問系サービス

(1)サービス内容

サービスの種類

① 居宅介護 (ホームヘルプ)

自宅で食事・入浴・排せつの介護等を行います。

② 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を避けるために必要な 援護や移動中の介護を行います。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や援護などの外出支援を行います。

(2) サービス見込量

※()は第4期計画の計画値

| (2) | ・ | | | | | | H THE |
|----------|-------------|-----------|----------|---------|--------|---------|--------|
| Ŋ | 頁目 | 第4期計画(実績) | | | 第1期障 | 章害児福祉 第 | 実施計画 |
| <u> </u> | R H | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | Н30 | H 3 1 | Н32 |
| | 利用人数 | 65 | 74 | 78 | 82 | 86 | 90 |
| | 小川八家 | (50) | (55) | (60) | 02 | 80 | 90 |
| 居宅介護 | 利用時間 | 998 | 915 | 1, 166 | 1, 224 | 1, 285 | 1, 349 |
| | 小川市时间 | (1, 153) | (1, 257) | (1,370) | 1, 224 | 1, 200 | 1, 549 |
| | 市内事業所数 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| | 利用人数 | 11 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | (6) | (6) | (6) | | | 0 |
| 行動援護 | 利用時間 | 47 | 21 | 48 | 40 | 48 48 | 48 |
| | 利用時间 | (48) | (48) | (48) | 40 | | |
| | 市内事業所数 | 6 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 利田人粉 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 利用人数 | (3) | (3) | (3) | 1 | 1 2 | 2 |
| 同行援護 | 利用時間 | 9 | 2 | 4 | 4 | 8 | 8 |
| | 个I/刊时间 | (18) | (18) | (18) | 4 | 8 | 8 |
| | 市内事業所数 | 21 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |

<見込量について>

○利用人数はほぼ横ばいで推移すると見込まれますが、一人当たりの利用時間が増加傾向 にあります。在宅障害児の生活を支援する基本的なサービスとして、利用人数・利用時 間は今後も同様な傾向が継続すると見込まれます。

(3) サービス確保に向けて

- ○障害児に対する理解促進のため、サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催などにより、質の高いサービスの確保に努めます。
- ○医療的ケア児への適切な対応が図られるよう、サービス提供事業者の体制整備に努めます。
- ○利用者ニーズに即した支援が提供できるよう、事業所の新規参入を促すほか、新たなへ ルパー配置の働きかけを行うなど、体制整備に努めます。
- ○喀痰吸引等一定の医療行為が行えるヘルパー育成のため、資格取得に要する研修受講に 対する支援を進めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類

① 短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護できない場合に、短期間、一時的に施設で食事・入浴・排せつの介護等 を行います。

(2)サービス見込量

※()は第4期計画の計画値

| 項目 | | 第4 | 期計画(実 | 績) | 第1期障害児福祉実施計画 | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 垻 | Ħ | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | H 3 1 | H 3 2 |
| | 利用人数 | 14 | 19 | 20 | 22 | 24 | 27 |
| | 不可用力で多く | (11) | (12) | (13) | 22 | 24 | 21 |
| 短期入所 | 利用日数 | 43 | 63 | 70 | 77 | 85 | 93 |
| (福祉型) | | (33) | (36) | (39) | 11 | 00 | 93 |
| | 市内事業所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 利用定員 | | - | _ | | | _ |
| | 利田 1 米 - | 3 | 3 | 15 | 1.77 | 10 | 20 |
| | 利用人数 | (6) | (6) | (6) | 17 | 17 18 | |
| 短期入所 | 利田口粉 | 22 | 24 | 60 | 100 | 100 | 100 |
| (医療型) | 利用日数 | (36) | (36) | (36) | 102 | 108 | 120 |
| | 市内事業所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用定員 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

く見込量について>

- ○平成29年度新たに医療型短期入所施設が豊川市に設置されたため、重症心身障害児の 利用の増加が見込まれます。
- ○利用ニーズに即した事業所数及び定員数は、人員体制の確保などの課題から増加が見込めない状況にあります。

(3) サービス確保に向けて

- ○空床日の有効活用や多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向けて事業所への働き かけに努めます。
- ○医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の新規参入に向け、関係機関と連携した受入 拡大の方策を検討します。

地域生活支援事業の見込量と今後の取組 IV

平成30年度から32年度までの地域生活支援事業などの見込量と今後の取組みを以 下のとおり定めます。

※平成27、28年度については3月末利用分、29年度は見込みです。

1 移動支援事業及び自立生活支援事業

(1) 事業内容

事業の種類

① 移動支援事業

障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出 時の支援を行います。

② 日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者の日中 における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練などのサービスを 提供します。

③ 訪問入浴事業

入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴車を派遣し、身体の清潔の保持、心 身機能の維持等を図ります。

(2) 移動支援事業及び自立生活支援事業の見込量 ※() は第4期計画の計画値

| Tî | 目 | 第4 | 期計画(実 | :績) | 第1期障 | 章害児福祉 第 | 実施計画 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| 項目 | | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | Н30 | Н31 | H 3 2 |
| | 利用人数 | 44 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 移動支援 | 机用八数 | (51) | (54) | (57) | 30 | ან | 39 |
| 事業 | 利用時間 | 415 | 296 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 学 未 | 小11/11 64.1月1 | (360) | (378) | (397) | 300 | 300 | 300 |
| | 市内事業所数 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 利用人数 | 54 | 48 | 50 | 53 | 56 | 58 |
| 日中一時 | 小り川ノく教 | (65) | (68) | (72) | 55 | | |
| 支援事業 | 利用日数 | 83 | 153 | 151 | 159 | 167 | 175 |
| 人1次 学未 | 利用日剱 | (130) | (137) | (144) | 109 | 107 | 173 |
| | 市内事業所数 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 利用人数 | 5 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 訪問入浴 | 利用回数 | 46 | 54 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 事業 | 四用四剱 | (24) | (24) | (24) | 03 | 03 | 03 |
| | 市内事業所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

<見込量について>

- ○日中一時支援事業においては、国から障害児通所支援等の支給量の上限が定められた(原 則の日数)ことにより、上限以上の利用をされていた障害児が日中一時支援事業に移行 したため、今後も利用の増加が見込まれます。
- ○利用ニーズに即した事業所数及び定員数は、人員体制の確保などの課題から増加が見込めない状況にあります。

(3) 今後の取組

○多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向け事業所への働きかけに努めます。

V 子ども・子育て支援にかかる

保育所・認定こども園・放課後児童クラブの見込量と確保策

障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、国の基本指針において、保育所や認定こども園、放課後児童クラブにおける障害児の利用ニーズを充足する定量的な目標を設定することが示されています。本市の見込量と確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

| 種別 | 利用ニーズを踏まえ | 定量的な目標 (見込) | | | | |
|------------|-----------|-------------|-------|-------|--|--|
| (生 万·J | た必要な見込量 | Н30 | H 3 1 | H 3 2 | | |
| 保育所・認定こども園 | 3 1 人 | 30人 | 30人 | 3 1 人 | | |
| 放課後児童クラブ | 3 3人 | 34人 | 35人 | 35人 | | |

<確保に向けて>

- ○保育所、認定こども園、放課後児童クラブの担当課と連携を図り、障害児の受入れ体制を整備するとともに、目標の達成状況等の分析及び評価を実施して課題を整理し、目標に向けた取組みにつなげて行きます。
- ○「豊橋市子ども・子育て応援計画(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動 計画)」の見直しにあたっては、本計画の目標等を踏まえ、整合が図られた計画とする よう、担当課と連携していきます。

VI 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が地域で安心した生活を送るために、国の基本指針において、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーター※の配置の必要性が示されています。

本市の医療的ケア児に対するコーディネーターの見込量と確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※医療的ケア児に対するコーディネーターとは

医療的ケア児が必要とする多分野(保健、医療、障害福祉、保育及び教育等)にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の掘り起こし等を行いながら、医療的ケア児への支援を推進する役割を担う者。

| 項目 | 平成30年度末 | 平成31年度末 | 平成32年度末 |
|-------------------------|---------|---------|---------|
| 医療的ケア児等コーディネーター の配置数 | 0人 | 0人 | 1人 |

<確保に向けて>

○多分野にまたがる支援を調整する必要があるため、相談支援専門員や保健師等がコーディネーターの役割を担うことが適切であると考えられます。

医療的ケア児は小児慢性特定疾病等に該当する児童も多いため、児童自立支援員等関係機関で既に配置されている支援員を活用することも視野に入れながら、コーディネーターの配置に向けた体制整備に努めます。

VII 障害児等療育支援事業

在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、愛知県内では14か所の施設で障害児等療育支援事業を実施しています。

本市では、東三河を担当圏域とする「豊橋市こども発達センター」、「岩崎学園」、「豊橋あゆみ学園」の3か所で支援を行っており、支援状況については以下のとおりです。

(1) 事業内容

事業の種類

① 在宅支援訪問療育等指導事業

地域巡回や家庭訪問を実施し、在宅障害児(者)や保護者の相談や指導を行います。

② 在宅支援外来療育等指導事業

外来の方法により、在宅障害児(者)や保護者の相談、指導を行います。

③ 施設支援一般指導事業

障害児通所支援事業所及び市町村が実施するこれに類する施設並びに障害児保育 を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児(者)の療育に関する技術の指導や助言 を行います。

④ 地域生活支援事業

家庭訪問や電話・来所相談を実施し、在宅障害児(者)や保護者への相談を行います。

(2) 実績

| 項目 | 第4期計画(実績) | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|-----|
| | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | |
| 在宅支援訪問療育等指導事業 | 750 | 1,018 | 271 | |
| 在宅支援外来療育等指導事業 | 643 | 672 | 104 | |
| 施設支援一般指導事業 | | 1,618 | 1, 452 | 346 |
| | 電話 | 1, 707 | 1, 898 | 360 |
| 地域生活支援事業 | 訪問 | 30 | 18 | 7 |
| | 来所 (回) | 1, 344 | 1, 243 | 164 |

[※]平成29年度は6月までの実績。

(3) 今後の事業について

○幼児期における支援体制を整えるため、引き続き保育所や幼稚園等への訪問事業や研修会等の充実を図ります。また、地域における障害児(者)への理解促進のため、特別支援学校や小中学校等教育現場への支援体制の充実に努めます。



第1期豊橋市障害児福祉実施計画

発行 平成30年3月 企画・編集 豊橋市 http://www.city.toyohashi.lg.jp/ 〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 TEL (0532) 51-2347